

平成 29 年 1 月 27 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所に対する行政処分について

日頃から、本市の介護行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび、本市は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市天白区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市名東区に所在する指定居宅介護支援事業所

2 処分の内容

決定した処分	効力発生日
指定の取消し	平成29年2月1日

3 処分の原因となる事実

(1) 居宅介護支援事業所として実施すべき毎月 1 回以上の利用者への面接（モニタリング）を実施していないにもかかわらず、減算せずに介護報酬を請求した。（法第 84 条第 1 項第 6 号に該当）

(2) 監査における質問に対して虚偽の答弁を行った。（法第 84 条第 1 項第 8 号に該当）

(3) 通所介護事業所において実際にはサービス利用がされていないことを知りつつ、虚偽の給付管理を行い、その介護報酬の請求を認めていた。（法第 84 条第 1 項第 11 号に該当）

4 本市に対する返還金額

当該不正請求にかかるサービス利用者の保険者は尾張旭市であるため、本市に対する返還金はありません。不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、尾張旭市が当該給付費の 40%を加算した額を返還するよう事業者にも命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	平成 28 年 2 月から平成 28 年 7 月まで
不正請求額(A)	85,635 円
加算金(B)	85,635 円×40%=34,254 円
返還金額(A+B)	119,889 円

【問合せ】

高齢福祉部介護保険課

電話：052-972-3487

